

○議長 小田 武人君

次に、9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず第1件、芦屋基地航空祭の前日飛行におけるブルーインパルスのインシデントについて。

2月17日の航空祭の前日飛行において、ブルーインパルスの編隊が、「スタークロス」を演じる際、2機が間違えて「サクラ」を飛行したことがYouTubeに投稿されています。曲技飛行中に演じる課目を間違えるなどという失敗は、機体同士の接触・墜落という最悪の事態を招きかねない重大なミスであります。事実であれば重大なインシデントであります。今、お手元に資料が配付されていると思いますけど、プリンターの調整がうまくいかなくて、ちょっと横線が入って見にくいかと思いますが、写真1を御覧ください。写真1は「スタークロス」を演じるブルーインパルスの様子ですが、直線状に描かれているのが、これが星型を形成するスタークロスをかたどっているものです。この周りに2つの円があります。この円はブルーインパルスが演じる「サクラ」という演目です。写真2を見ますとですね、スタークロスの斜めの両サイドの線が完成していないということで、2機がこのスタークロスをやってなく、「サクラ」をやったという、こういったことが考えられます。こういったことがあればですね、やっぱり重大なインシデントであります。このことについて航空自衛隊は事実関係ではどうだったのかを伺うのと、また基地から町に対してこういった事案があったという報告があったのか。そういった点について伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

航空自衛隊芦屋基地に確認したところ、2月17日の航空祭前日のブルーインパルスの演じる課目の「スタークロス」の際、5機のうち1機が課目の開始の準備が整わなかったため、課目を中止し、次の課目のための空中集合をした。空中集合の際に安全確保のためスモークを出したもので、課目を間違えたものではないとのことでした。そのため、芦屋基地から町に報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

1機だけということですが、この図柄を見ますと、2つの直線が入っていないということで足

りないような気がします。まあどちらにしても円弧が2つ描かれているという状況とかという点で見れば、そういったことは考えられるのかなということですが、どちらにしてもこの立証についてはこちらがしなきゃいけないということですから、これ以上ですね、することはできません。やはり、これについても疑義が残るといふふうに私は思います。

それではですね、航空祭のブルーインパルスが毎回、芦屋基地でも行われていますが、この航空祭のブルーインパルスの曲芸飛行は航空法に違反しているということですね、ことしの1月26日、名古屋地検にですね、280人が刑事告発しています。告発の内容としてはですね、最低安全コードが対地200フィート、60メートル以上の飛行でしか国土交通大臣の許可を受けていないのに、ローアングルテイクオフという展示飛行を行う際に、地上から2メートルという超低空飛行を行ったというもので、航空法91条1項及び81条違反ですね、厳重処分を求めているという、こういった事案もあります。また、3月1日にはですね、奈良県民らが、133人が航空法第91条のただし書き飛行許可申請を行わず、ブルーインパルスの展示飛行を行ったと航空法91条及び81条違反により告発を行っています。これによりブルーインパルスの演目はですね、中止になるという、こういった事案もあります。

芦屋町でもですね、航空祭が開かれてブルーインパルスも来ますし、またF-15イーグル、こういったものもですね、来て展示飛行とかやっていますが。F-15の場合はですね、ブルーインパルスに比べものにならないくらい爆音ですね、するということで、住民にもですね、相当の苦情が出ています。

私たちは今、憲法9条を守る3,000万署名というのに取り組んでいますが、この前、江川台に入ったときもですね、江川台の住民の方々からはですね、T-4の訓練飛行にしても家の頭上を近くを飛んでですね、大変迷惑しているという、そういった声が多く寄せられました。このF-15が飛ぶということもですね、やはり危険を伴っています。

昨日、米軍のF-15がですね、11日の午前6時40分ごろ、沖縄の会場で墜落しているという事故もあっております。また、日本のF-15自体もですね、この間8機のF-15が墜落しています。一番近いところでは山口県の見島沖で墜落もしていますね。また、ブルーインパルス自体もですね、そういった曲芸飛行をやっていますが、これまでにですね、墜落が6回、墜落機は8機、搭乗員死亡者は9名。民間人の負傷者が12名というですね、こういった事故を起こしています。こういった航空祭をやることはただ単にお祭りではなくて、やっぱりそういったリスクもですね、含めてやっていることであって、航空祭でこういった事故があってはならないということです。

ことしはですね、2月もやりましたけど、10月14日にですね、また再度、航空祭が予定されていますが、やはり、先ほども言ったように曲芸飛行をやるということは、航空法91条1項

平成 30 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

の中でもですね、違反していますし、国土交通大臣の許可を取らなければならないという、そういった法令を遵守した中で行わなければならないということで、そこら近所もですね、ちゃんと確認しないと、先ほど言ったように無許可ですね、やっているということも考えられます。そういった点ではですね、やっぱり安全を確保してですね、最大限、住民の命と暮らしを守るといいう、そういった立場でですね、基地に申し入れをすべきではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ブルーインパルス、まあ F - 1 5 は横に置いて、ブルーインパルスの件について訴訟が起きておるといってございまして。この芦屋町にブルーインパルスが飛行するというのは、いわゆる開庁記念日、芦屋町自衛隊開庁記念日ですよね。通称「航空祭」と言われておりますが、これは、主催は航空自衛隊芦屋基地であるわけでありまして。これをいろいろな今、るる議員が事故の件等々言われましたが、これをやるかやらないかは、これは防衛省なり、基地がやるものであって、芦屋町が云々どうだとかいうような問題ではないと思っております。議員はそのことで、基地側に何か行動起こしたらどうかというような趣旨があるのではないかと思っております。まあこのことにつきまして、今のところ町の中で特段問題になったというふうにも聞いていないし、いろいろな町長の手紙とか、いろいろな形があるわけございまして、そのことについて御指摘もあっておりません。ただ、騒音の件につきましてはですね、たびたび T - 4 の騒音については、たびたびいろいろな御意見は伺っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

とにかくね、やっぱりいくら基地がするにしても、ちゃんとしたコンプライアンスはいかなるときにも守らせるという、そういったことが必要であるし、もし万が一事故が起こったときには、犠牲になるのは芦屋町の住民の方ですから。そういった点では、そこら近所は 1 0 0 % ないよにね、するという、求めるという、そういったことが必要ではないかと思えます。

自衛隊機の問題についてはですね、国会の中でもイラク、南スーダンの日報問題とか、そういったことでシビリアンコントロールが果たして十分なのかという、そういった論議があります。シビリアンコントロールというのは、内閣総理大臣や防衛大臣、そういったところが承知すればいいというものでなく、最終的には主権者である国民がそういったことを承知できるかどうかと

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

いう、そこが最終的な目標だと思います。そういった点でね、私はきのうも全員協議会の中で自衛隊のですね、演習の問題が取り上げられましたけど、私たちが知ったのは事後報告であって、もう自衛隊が演習をやった後でしか、そういった問題を聞かされていないという、そういった点ではね、果たして芦屋町民、芦屋町の議会、そういったことに対して、どういったふうに自衛隊が思っているかという、そういったところにですね、やっぱり疑義を感じます。今後ですね、やはり法令遵守をして、事故が起こらないように、芦屋町としてもですね、最大限の努力をさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の岡垣清掃センターの処理水処理について伺います。

岡垣町戸切の旧岡垣清掃センターの最終処分場から排出する浸出液処理水は塩分濃度が高い。このため農業用水に使用されている戸切川へ処理水を放流することは、農業に影響を与えるため適さないものです。このために遠賀・中間地域広域行政事務組合は曲水苑の貯水槽に処理水を搬入し、江川、遠賀川に放流しています。この処理水の放流はいつまで行えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、議員の御質問につきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合の案件でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員が今、前段でお話されましたように、この処理水の放流の件につきまして、まず、まあこれ、随分もう十数年前からの話ですので、簡単にそもそもの話からしないとですね、なかなか御理解いただけないのではないかと。

簡単にお話しさせていただきますと、遠賀・中間の広域行政事務組合では、平成19年3月31日をもって、旧岡垣の清掃センター、岡垣町の戸切でございますが、可燃ごみの焼却処理を終了しておるわけでございますが。焼却を行っていた期間は最終処分場にたまった雨水を浸出液処理施設で、処理をした後の処理水を全て焼却施設の冷却水として使用しておりましたが、焼却を終えた後は使用先がなくなったことから、外部への放流が必要となってきたものでございます。このことに端を発しておるわけでございます。

しかしながら、この処理水には塩分が含まれているため、最終処分場直下の戸切川に放流した場合には、岡垣町及び遠賀町一帯の戸切川から取水する農業地域で、農作物の塩害が生ずるおそれがあることから、浸出液処理施設では1日最大150トン大型車両に積みかえて、水巻町のし尿処理施設曲水苑まで搬送し、曲水苑の放流水とともに海水が交わる汽水域で放流を行っているものでございます。

当時、処理水の放流を始めるに当たりましてはですね、遠賀漁業協同組合から同意をいただい

平成 30 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

た上で覚書を交わしております。この覚書の内容に沿ってお話ししたほうがわかりやすいと思いますので。まずこの覚書はですね、この申し入れが平成 18 年 12 月 12 日に遠賀漁業協同組合の柏原支所地区代表理事から申し入れがありました。これは、遠賀・中間広域行政事務組合の代表理事宛にあったわけでございます。申し入れは 3 項目あります。浸出処理水の測定を当支所の指定する業者で再度行い、測定結果を公開すること。測定業者がちょっとあの会社の名前は言わない方がいいと思いますが、A社で行うことというふうに会社を指名されておられます。測定結果が水質汚濁防止法に定める排出基準を満たしていることを前提に処理水の放流について協議を進める。このことが申し入れされておるわけでございます。それにつきまして、19 年の 1 月 4 日にこの測定結果ということにつきまして、遠賀漁業協同組合柏原支所代表理事宛に測定結果の報告をしたわけでありまして。そして、そのあとに平成 19 年、今から約 10 年前ぐらいにですね、4 月 2 日に広域行政事務組合と遠賀漁協とで覚書を交わしています。これ 10 条まであるわけでございますが、その要所の部分をちょっとお話させていただきます。

まず、覚書にはですね、第 2 条に対象事業、甲は、甲というのは事務組合ですね。乙が出てきます。（「町長、町長、ちょっと長くなるけね、一番大事なのはね、第 5 条だと思うんですよ。」と呼ぶ者あり）わかるとるやないね。（「第 5 条だけ進めてください」と呼ぶ者あり）第 5 条、はい、わかりました。じゃあ、第 5 条、前条に規定する浸出液処理水の放流期間は、甲が処理する浸出液処理水が河川に自然放流できるまでの間という。議員がお聞きになりたいのはこの期間がはっきりしていないということで、これはどうなっておるのかということだと思いますが。これは先ほど申し上げましたように、塩分濃度にかかっておるわけございまして、19 年度当初は 1 万 2,000 p p m。そして 30 年、ことしの 3 月の測定が 1,700 p p m まで下がっています。これの目安はですね、300 p p m を超えると農作物に塩害の被害が出ると言われておるということで、この 300 p p m が基準になったときに再度、やはり漁業協同組合との協議があるわけでありまして、今ここでこの濃度の問題にかかわってきますので、はっきりとした期限は決められないというふうに推察しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

今、経過を述べられてですね、第 5 条にはですね、自然放流できるまでという、そういったことがうたってあります。ただ、問題なのはこの覚書を交わす前提として、中間・遠賀事務組合のほうからは、大体目安としては 10 年程度見てください。10 年程度すれば、塩分濃度も下がって、もう戸切川に直接放流することができますから、それまで我慢してくださいという、そうい

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

ったお話があって、覚書の中には第5条に書かれてあるように、こういった表現がしてあるわけです。ですから、覚書で言えばですね、当然まだそれはいいわけなんですけど。ただ前提条件としてそういったお話をしているのであれば、10年経って今、1万9,000であったのが、1,700まで下がっていますけど、まだこれは放流できませんと。ですからもうしばらく放流させてくださいという、そういったですね、説明をちゃんと漁協のほうに行っていくというのが、これはやっぱり行政としての説明責任ではないでしょうか。そういった点で、私はちゃんと事務組合のほうから漁協のほうに対して今、こんな状況になっているという、そういった説明をすべきだと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今は議員が言われた10年という話はですね、これは風聞ではないかと思うんですよね。別に議事録に何も載っていないんですよ。もしそのことが議事録なり、何なり、組合の議事録なり、何なり、業者が協議した中で記載してあるのであれば、それをお見せしていただければ、今、議員の言われたとおりですね、広域の理事会の中でもお話ししたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

文書として残っているかどうかというのは確認できませんが、認識としては、当時からいった職員の中ではそういった認識はあるというふうには聞いています。ですからですね、ぜひ広域の中でも、この問題についてはね、やはりそういったことを前提として覚書を交わしているのであれば、いくら覚書の中にそういった表現がしてあったとしても、やはり一応は組合に対してちゃんと説明をすべきだというふうに私は思いますので、今後、広域組合の中でもですね、こういった論議もしていただきたいと思います。

続きまして、教育行政について伺います。

第1点目、就学援助の入学準備金の入学前支給を平成29年の3月議会で求めた際、「検討する。」との答弁でありました。その後どうなったのかということで、これは先ほど松岡議員が聞かれましたので、一応、来年からするということなんでですね、その点は評価していきたいと思っています。

ただですね、昨年9月に私が求めたときに、岡垣町もしてなかったわけですね。ところが岡垣町は昨年、そういった論議をして、今年の3月から中学校だけですけど、やるというふうに行

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

動を起こしています。言われたように、水巻町は昨年3月からやっています。そういった点ではですね、私はやはりもっと迅速にですね、対応して今年3月には、この入学前支給をやるべきではなかったかなというふうに思います。これはやっぱり子供の家庭の貧困の問題とか、そういったものがあるんでね、やっぱり少しでも入学前にそういったものを支給してやれば、家庭の方も喜ぶだろうし、また、さっきも言われたように、国の論議ではですね、この入学前支給を2倍にするということを要望していましたが、芦屋町は2倍で支給するという、そういったことをしたんでね、その点では評価しますけど。ぜひですね、今の子供の置かれている貧困、そういった問題を配慮してですね、やっぱり迅速な対応をしていただきたいというふうに思います。その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

川上議員の御指摘を真摯に受けとめてですね、これからも子供たちにはですね、よりよい学校生活送れるように今後とも努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

よろしくお願いします。

それでは2点目、芦屋町には平成27年度までスクールソーシャルワーカーが県教育委員会から派遣され、児童生徒や保護者を対象として支援を行っていました。しかし、その後、芦屋町では、どう対応したのかを伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

スクールソーシャルワーカーの県派遣事業についてですが、芦屋町では芦屋中学校に平成24年度、25年度の2年間、福岡県からスクールソーシャルワーカーを派遣していただきました。勤務は、1日6時間で週2回、年間に480時間でした。ほかにも、県事業で心のレスキュー隊の小学校の配置という事業があり、芦屋東小学校に平成26年度、27年度の2年間、やはり福岡県からスクールソーシャルワーカーを派遣していただいております。こちらの勤務は、平成26年度は32回、平成27年度は37回でした。

これらの県事業終了後、芦屋町独自のスクールソーシャルワーカーを配置はしておりません。

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

その理由ですが、芦屋中学校に平成24年度から不登校対策指導員を配置しており、この指導員が事実上のスクールソーシャルワーカーの役割を担ってくれているためです。この指導員は社会福祉士の資格も有しており、スクールソーシャルワーカーの肩書きを名乗ることも可能な人物です。事実、平成29年度に福岡県教育庁の職員が芦屋町へスクールソーシャルワーカー配置依頼に来た際、私から芦屋町の実態を説明すると、県の職員は、「なるほど、事実上のスクールソーシャルワーカーは配置されているのですね」と、納得されました。

今後も引き続き、芦屋町では不登校対策指導員を配置し、スクールソーシャルワーカーの役割を担っていただく方針です。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町では、不登校対策指導員で対応していると。この方はスクールソーシャルワーカーとしてもですね、同じような能力もあるという、そういったことです。それでですね、まず国の子供の貧困対策に対する大綱というのが出ていますけれど、この中では、この目的としては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。」とこういったふうになっております。この中で教育の支援として、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進、きめ細やかな学習指導による学力保証、スクールソーシャルワーカーの配備充実という、こういったことがうたわれているわけなんですけど。スクールソーシャルワーカー自体はですね、やはりスクールカウンセラーとか、そういったものとまた違って、いろいろですね、子供の家庭環境による問題の対処をするため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりという大変こう、スペシャリストの仕事をされる方で、本当に貴重な存在だと思います。ただ、このスクールソーシャルワーカーも福岡県内でも配置されていますけど、時間給で動くというような状況になっているということです。福岡県では時間給5,000円ですけど、長崎とかほかのところでは時間給2,000円とかその程度でですね、しなきゃいけないということで、常勤ではなく、ある程度決められた時間だけをそういった指導をやるという、そういった点ではですね、指導にやっぱり不十分な点と言いますか、やっぱりもっとできるのにといいところもあると思います。

私は、やっぱりこのスクールソーシャルワーカーは前提としてはですね、国がやっぱりちゃんと責任を持って配置すべきだというふうに思います。もともとスクールソーシャルワーカーの制

度が発足したときにはですね、全額国庫負担で進みましたが、これが翌年には、国庫負担が3分の1にしています。現在では、国と県で3分の1、後の3分の2が自治体が負担するというですね、そういった状況になっていると聞いています。それで十分なやっぱりね、こういったことでは仕事ができないというような状況になっています。確かにね、今言われている方が、能力があってからやっていると思いますが、でもそれは朝から晩までそれに対応できるという状況じゃないと思いますし、ほとんどのスクールソーシャルワーカーというのは、その1校とか2校とかじゃなくて、やっぱり5校、6校、7校と自治体を超えて、掛け持ちで行っているのが今の実態です。ですから、このスクールソーシャルワーカーもやっぱり正規雇用として常勤で対応してもらおうという、そういったことをしなきゃいけないと思います。

スクールソーシャルワーカーを配置しているのを、私も福岡県の義務教育課に連絡して聞いてみました。一応ですね、県費による配置が18市町村、市町村費による配置が42市町村ということで、スクールソーシャルワーカーの未配置というのは3市町村になっています。この3市町村の中に芦屋町は含まれているわけです。先ほど課長はそういった待遇の方がおられるということになってはいますが、やはりスクールソーシャルワーカーとしてではない、人がやっぱり対応しているんであって、私はちゃんとしたスクールソーシャルワーカーをちゃんとした責任を持ってもらって、ちゃんとした生活を保障する、そういったことをする中ですべきだというふうに思います。これはさっきの就学援助の問題も含めてそうですけど、芦屋町は、今、ICT教育とかそういったものを推進するというので今年度も予算をつけてはいますが、でも問題はこのICT教育のスタートラインに立てる生徒を、全ての生徒をつけることができるか、という。1人の落ちこぼれもなく、いじめや貧困、そしてひきこもりとか、そういったいろいろな問題がある中でですね、そういった人たちもICT教育も受けるような条件に立てるかという、そこはやっぱり町の責任だというふうに思います。

この間、議会でも小中学校についてのいじめや非行、そしてひきこもり、さまざまなことが議会でも取り上げられました。私はこういった事案について、やっぱり本当のやっぱり能力のあるソーシャルワーカーがついて、常勤でいつもやっていてくれたらもっと違う解決方法ができたんじゃないかという、そういったふうにも感じますが、そういった点では、財源のこともありますので、町長にお伺いしますけど。やはり正規の職員としてやっぱり1中学、3小学校をちゃんと見守ってもらう町の職員としてのソーシャルワーカーを配置するべきじゃありませんか。その点について町長の見解を伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

る、いろいろ持論を述べられたわけですが、この教育の問題というものは、やはり芦屋町の教育委員会の中ですね、しっかり論議していただいて、もしこれが必要であるとするならば、教育委員会から上がってくるでしょうし。この問題につきましては、教育委員会の中で、これでいいということであるから、先ほど学校教育課長からの答弁があったと思うわけでありませぬ。

まずはこの問題は、ちょっと財源が決まればですね、その辺は今度の執行部の政策会議にかけられるわけですが、その前提の質問をされておられますので、教育長なり、学校教育課長に質問されるのが道理だと思うわけでありませぬ。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ、教育委員会の中でもですね、やはりしっかりと論議していただけるといいますし、ちなみにやっぱり北九州市や福岡市ではですね、常勤で正規雇用ではありませんけれど、常勤で行っています。また須恵町、それとか香春町ではですね、正規の町の職員として配置しているという、そういった福岡県内でもですね、そういった対応をとっていることを踏まえてですね、今後スクールソーシャルワーカーとして、ちゃんとした職員をですね、配置することを求めます。

次にですね、3点目の今年度からは小学校で、来年度からは中学校で道徳の教科化が始まるが、次の点について伺うとしています。時間が余りありませんので、一括で答弁を、せっかく答弁を考えていると思いますので、一括して答弁をいただきたいと思ひます。

まず第一に、道徳の教科化に対してどう考えるのか。

第2に、教科書採択はどのようにしたのか。

第3に、採択に向けて住民や教師の意見はどのように反映したのか。

第4に、子供の評価はどのようにするのか。次の点についての答弁をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

まず、第1点目の道徳の教科化に対してどう考えるのかという御質問に対しては、今回の学習指導要領では、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置づけることになりました。特別の教科としての理由は、学級担任が担当することや数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるために「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置づけられました。

この教科化の背景には、いくつかの課題があると思います。

1 つには他教科等に軽んじられて、他の教科に振りかえられて時間数が確保できなかつたりする面が 1 点。

2 点目には、地域間、学校間、教師間の差が大きく、指導方法にばらつきが大きいという面。

3 つ目には、現実のいじめの問題に対応できていなかったという面があります。

教科化になっての一番の違いは、検定の教科書が導入されるということです。また、いじめ問題への対応の充実が図られているものとなっていることも挙げられます。これらのことを踏まえて、教科化が図られたわけですから、教科書を使って、年間 35 時間の時間数の確実な確保を図ること、さらに、答えが 1 つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換により、児童生徒の道徳性を育てていきたいと考えております。以上が 1 点目の私なりの考えです。

2 点目につきましては、教科書採択はどのようにしたのかという点でございます。この件につきましては、昨年度芦屋町教育委員会において、地教行法に抵触する事態を生じさせた当事者としての責任を強く感じており、教科書採択に関しては、公正確保の徹底を図っております。

昨年度の小学校道徳の教科書採択を例に取りますと、文部科学省や県教育委員会の教科書採択における公正確保の徹底についての通知文にのっとり、調査研究協議会、選定委員会、採択協議会の手続をきちんと踏んで、中間市・遠賀 4 町での公正な教科書の共同採択が行われたところ です。

3 点目についての御質問、採択に向けて住民や教師の意見はどのように反映されたのかということでございますが、まず、教師の意見としては、検定に通った教科書の見本本の回覧が各学校で行われます。見本本の教科書には、選定の観点が決められていますので、その選定の観点に従って各学校の教師から意見書が出されます。出された意見は、学校で取りまとめて採択協議会の事務局に集約されて、教科書選定の際には学校の意見として参考にされます。

住民の意見としては、選定委員会の委員の中に保護者代表の方がおられますので、その方を通して意見が反映されるということになります。また、教科書展示が頃末小学校内にある教科書センターや北九州教育事務所で行われます。実際に教科書を手にとって見ることはできますが、教科書選定の観点は専門性が高いので、あくまでも、教科書を使って授業をする教師に求められているものです。

4 点目、子供の評価はどのようにするのかということでございますが、評価については、数値などによる評価は行わないものとする学習指導要領に明示してあります。あくまでも児童生徒の道徳性にかかわる成長の様子を認め、励ます評価で記述式の評価法になります。内申書には記載せず、中学校、高等学校の入学者選抜には使用しないようになっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、道徳の教科化に対する見解ということで、まあいろいろ教科の背景については、いじめ問題や少子化、そういったグローバル化、一部情報化などそういったいろいろな問題があり、実効性のある道徳教育に取り組みたいというようなことですが。それでは道徳がですね、強化されると、どうなのか。また、いじめなどの問題はなくなるのかと、そういった点についてはどのように考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教科化については、一つには子供の心の危機への対応というものがあろうかと思えます。先ほど、教科化の背景でも述べましたが、子供たちのいじめの問題などの深刻な状況に対して、いち早くその解決に向けた手立てが必要になったこと、また、規範意識の低下や自尊感情の乏しさなど心の活力が弱まってきているなどの問題点があり、今、議員がおっしゃられたような教科化になってきたというふうに考えております。

もう1点について、いじめの問題についてですが、道徳の教科書にはですね、いじめの問題に対応できるように、今度新しい教科書、見ていただくチャンスがなかったかもしれませんが、見ていただくとわかりますが、教科書の一番最後にですね、いろいろな道徳の内容がありまして、この部分はいじめに対応する教科内容ですよというのは、きちんと教科書の最後のページに全部、1年生から6年生まで明示してあります。そこを、教科書を使ってしっかりと学習指導することにより、心を耕すことによって、いじめの問題、つまり、よりよく生きる、相手を尊重する、そういった教科内容が、子供の心にしみ込んでいく。そういった作業を通して、学習活動を通していじめの問題の解決を図っていく、また図らなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

教育の内容ですけどですね、余り踏み込むことはできませんが、確かにやっぱり難しい問題であって、道徳をやればそれで全てオーケーかといえば、そうはならないところもね、あると思

平成 30 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ます。教育評論家の尾木直樹氏もですね、こう言っています。「道德教育をやればいじめがなくなるなんて真っ赤なうそ。そもそも道德的価値を国家が決めるなんて、時代錯誤も甚だしい。」というふうに言っています。学習指導要領には国や郷土を愛する態度が位置づけられています、これに基づいてですね、今の安倍内閣が美しい国づくりということを強調してですね、道德教育の中に愛国心、郷土愛を育てるといふ、そういった徳目を入れてます。こういった徳目についてはですね、どのようなものがあるのか、そのことについて伺います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

一つには、我が国や伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心を持つというような内容がございます。小学校を例えば、例にとりますと、小学校では伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度という内容項目があり、先ほども申しましたように、我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心を持つことというふうにされております。

中学校では、我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度という内容項目があり、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めることというふうにされております。このように、発達段階を踏まえて、伝統や文化を大切にすること、郷土を愛すること、そのことが国を愛することにつながっていくというような考え方が示されているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

まあ自国賛否だけではなくですね、国際的な理解、そして国際親善に基づいて、国際社会の一員となるような人間を形成するという、そういったことだと思いますが、ただ安倍内閣は、その今、森友問題で問題になっている教育勅語について、憲法や教育基本法に反しないような形であればですね、教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されないという、こういったことをですね、閣議決定しています。それでは、道德教育の中にこういった教育勅語を教材にして行うという、そういったことは考えられるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

教育勅語にある徳目も私が調べたところによると、12ほどあろうかというふうに思っており

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

ますが。教育勅語にある徳目は、今回教科化された道徳の教科書の内容項目に含まれているものが多くあります。従って教育勅語を使うというよりは、まずはしっかりと教科書を使って授業をするということが大切であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

言われたように、教育勅語の中にもですね、いいことが書いてあるという、そういったことを言われる方もいますが。1948年の6月19日の衆議院本会議において、教育勅語排除に関する決議、参議院において、教育勅語等の失効確認に関する決議がなされています。文部省は1948年6月25日に教育勅語等に関する取り扱いの通達を出して、排除・失効決議の徹底を都道府県に求めました。それ以来、政府は教育勅語を朗読しないこと、学校教育において使わないこととしています。やはり教育勅語は基本的人権、憲法、教育基本法、こういったものですね、相入れないものとして教育行政を行うことを求めますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

今、議員がおっしゃったことがちょっと気になりましたので、教育勅語の言葉が出ましたので、私のほうで、町内の学校でそういったことがあったのかどうかを確認しましたところ、そのようなことはないということを聞いております。理由としてはやはり、非常に文語調で書いてありますので、中身が非常に難しいから、原文を提示しても必ず口語訳をつけなければなりません。その口語訳の解釈の仕方によって、いろいろな解釈が生まれるということになりますので、特に小学校段階においては非常に難しいということがありますので、なかなか教材として取り上げるのは個人的には難しいのかなというふうに思っております。先ほど申しましたように、そういった内容項目が今度新しい教科の中に、教科の道徳の教科書の中に含まれておりますので、前回、前も申しましたように、しっかりとまずは教科書を先生方に使っていただいて、教科書を基にして道徳教育を進めると。特別の教科、道徳の学習を進めるということを第一義に考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

言われたようにですね、教育基本法が示す人格の完成と国家社会の形成者として、心身ともに

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

健康な国民の育成という、そういった教育の目的の実現ができるような道德教育をね、やはりやっていくべきだというふうに思います。

それでは、教科書採択の問題についてですけど、教科書採択が公正に行われているかということです。問題はやっぱり住民や教師の意見の反映をどうするかという問題ですが、先ほども言われましたようにですね、学校の教師の意見を聞きますが、なかなか住民の意見というのは反映できていないというところがあります。言われましたように、教科書展示会はここでも行われていると思いますが、参加者とかですね、こういった教科書展示会がありますので、一般の父母の方も御覧になれますよという、そういった周知とか、そんなのはどういった状況になっているんでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

教科書展示会の周知についてですが、福岡県及び県内の市町村のホームページなどで県内の教科書展示会の開催場所の一覧等をですね、掲載して周知させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

参加者はどのくらいですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

申しわけございません。今年度、そして昨年度の具体的な人数については、把握はしておりません。ただ、事務所のほうに少し問い合わせたところ、ほぼいらっしゃらないという曖昧な回答ですがいただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

一般的な住民の方の認識も十分になっていないというふうになりますけど。北九州市ではですね、やはり教科書の展示会なんかに住民の方が多く参加されて、そしてパブリックコメントを出してですね、住民の意見を反映した中で、住民の判断の中での教科書採択をということを求めて

平成30年第2回定例会（川上誠一議員一般質問）

います。一応この教科書については、8社が国の検定を通った教科書がありますが。先ほど国際的な、何と言うか、理解というか、そういったものを求めるというようになってはいますけども。例えばこの中の検定に合格した中の出版会社がですね、嫌韓流という漫画というか、本もあって、内容的には、ヘイトスピーチの塊のような本を出版しているという、そういった出版社が出している本もあります。ですから、国が決定したんだから、どれもいいんだろうと思ったら大間違いですね、やはり中にはやっぱり先ほど言った国際的な感覚を身につけるといふ点ではですね、問題になるような教科書もあります。

遠賀郡の関係ではですね、どの出版社の教科を取り入れたのでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

日文という教科書会社が採択されました。日本文教出版という会社でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

日本文教出版というところをちょっと調べてみました。まあ評価としてはね、こういった見られた方のパブリックコメントとかそういったものを出していっている中では、結構、先ほど言った国際的な感覚を身につけるには、ふさわしい水準にある教科書だというふうな位置づけはあります。ただやっぱり中にはですね、問題もあまして、これは中学校の教科書なんだろうけど。

例えば、家族愛、家庭生活の充実ということで、教材名としては家族と支え合う中ということで、介護の問題が取り上げられていますけど、この中で書いてあるのは、祖母の在宅介護を通じて思うことを述べている。祖母が生きることが周りの人を励まし与えることになるかと私は考えるという、そういった積極的な一面も捉えられておりますけど。母が介護を担い、祖父は見ても自分は手を出さない。父は登場しない。手伝う私は女の子。介護は女性の仕事をすり込むというね、やはり子供のころから介護は女性がやるものだ。男は働くものという、そういった感覚を間違っただけで捉えられるという、そういった可能性もあるようなところもあるのでね、やはり教科書の採択については、やっぱり十分に住民の分とか、また教員とか、そういった人たちが精査して、やっぱりすべきと思います。今後、小学校の教科書が決まっていますが、中学校の教科書の採択は今からですのでですね、ぜひ周知もしながら、住民の方の望むようなね、教科書を採択していただきたいというふうに思っております。

それでは最後にですね、子供の評価についてということで、子供の評価というのは、大変難し

平成 30 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

いところがありますけど。先ほど言った尾木直樹さんはですね、道徳の評価について懸念を表明しています。授業では、国の検定に合格した教科書により 22 項目の価値が教えられ、評価、成績が必要となります。正解、これは結論が用意されるため、生徒たちは思ったことを自由に言えないという矛盾が出てきます。求められる答えを予想することで、よい子を演じる生徒がふえるのではないかと懸念するというふうに言っています。

広範な人々から子供の心や価値観を評価していいのかという声が挙がっています。国が定めた価値観で評価されれば、思想統制となりかねないというふうに私は考えますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

今、議員がおっしゃった答えが一つであるという道徳、そういった道徳がずっと続けられてきたために、子供たちがもうわかりきったことを勉強しようじゃないかということで、むしろ、そのことが反省となって新しい教科書がつけられたというふうに考えております。したがって、尾木さんの件を出されましたけれども、それが今回の新しい検定教科書の中に生かされて、その中で一番使いやすいとかいろいろな観点があるわけですが、その観点にのっとなって一番いいという教科書が今回、選ばれたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

それでは、最後に町長でも、教育長でも。教育長になりましょうね。

芦屋町が目指す道徳教育とはどのようなものかについて伺います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

本年度、道徳教育にかかわる面で校長先生方に特にお願いしているのは、規範意識の育成とシビックプライドの醸成です。このことは今回の道徳の教科化に向けた留意事項にも取り上げられていて、同じ方向性を目指しています。

規範意識については、善悪を判断し、集団や社会の決まりを守ることを主に道徳科の授業や生徒指導の面を中心にして、学校教育全体で推進していきたいと考えています。

シビックプライドの醸成については、主に総合的な学習の時間に行う「あしや学」の体験活動

平成 30 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

と道徳科の授業を通して、芦屋町の歴史や伝統文化に触れ、郷土を思う心を醸成し、地域への誇りや愛着を育てることを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。